

令和元年9月26日
島根県健康福祉部医医療政策課

地域医療構想における再検証が必要な医療機関の公表について

【概要】

この度、厚生労働省は、地域医療構想調整会議における地域の現状や将来像を踏まえた議論を活性化させるため、公立・公的医療機関等の役割について、現状で把握可能な診療実績データ等を用いて分析した結果を取りまとめ、具体的対応方針の再検証を求める医療機関を公表することとした。

今後、この結果を参考としつつ、地域医療構想調整会議において地域の実情に関する知見を補いながら現時点の状況も踏まえ、結論を得るよう求めるもの。

【公表の対象となる理由】

A 診療実績が特に少ない

9領域(がん、心疾患、脳卒中、救急、小児、周産期、災害、へき地、研修・派遣機能)の診療実績。

B 類似かつ近接

6領域(がん・心疾患・脳卒中・救急・小児・周産期)について、医療圏域内に、一定数以上の診療実績を有する医療機関が2つ以上有り、かつ、お互いの所在地が近接していること。

出雲市立総合医療センターは「B 類似かつ近接」に該当するとされた。

【再検証の内容】

- ① 2025年を見据えた構想区域において担うべき医療機関としての役割。
- ② 2025年に持つべき医療機能別の病床数。(高度急性期、急性期、回復期、慢性期)

【再検証のスケジュール】

- 再編統合(ダウンサイジングや機能の分化・連携・集約化、機能転換・連携等を含む)を伴わない場合については2020年3月末までに結論を得ること。
- それ以外は2020年9月末までに結論を得ること。

【公表日程】

- 9/26 14:30 報道解禁 (地域医療構想WG開催にあわせて)



総財調第24号
令和元年9月27日

各都道府県知事 殿
(病院担当課扱い)

総務省自治財政局長
(公印省略)

地域医療構想の取組の推進について

平素より、地域医療の確保にご尽力いただき感謝申し上げます。

さて、昨日開催された「第24回地域医療構想に関するワーキンググループ」において、厚生労働省より、

- ・ 具体的対応方針の再検証の要請に係る診療実績の分析方法等
- ・ 具体的対応方針に係る再検証の要請等、診療実績データ分析等の活用

について説明がなされた上で、個別の公立・公的医療機関等に係るデータの分析に基づいて再検証要請をする医療機関の考え方、今後の進め方について、了承がなされたところです。

これは、「経済財政運営と改革の基本方針2019」（令和元年6月21日閣議決定）において、「地域医療構想の実現に向け、全ての公立・公的医療機関等に係る具体的対応方針について、診療実績データの分析を行い、具体的対応方針の内容が、民間医療機関では担えない機能に重点化され、2025年において達成すべき医療機能の再編、病床数等の適正化に沿ったものとなるよう、重点対象区域の設定を通じて国による助言や集中的な支援を行うとともに、適切な基準を新たに設定した上で原則として2019年度中に対応方針の見直しを求める。」とされたことを受け、厚生労働省において検討が重ねられてきたものです。

★ 今回の分析は、全国一律の基準により行われたものであり、その結果が、公立・公的医療機関等の将来に向けた方向性を機械的に決定するものではなく、また、今回の分析方法だけでは判断しえない地域の実情に関する知見を補いながら議論を尽くし、合意を得ることが重要であるとされているものです。

公立病院を取り巻く経営状況は厳しく、再編・ネットワーク化等経営改革を進めることが必要です。あわせて、医師の地域偏在・診療科偏在の解消や医療従事者の働き方改革も急務となっています。

★ (今後、再検証等を行うにあたっては、地域の実情を十分に踏まえた議論が行われることが重要であり、国と地方が共通の認識を持って地域医療構想等の取組を進めることが必要です。このため、今般、国と地方が地域医療構想や医師の地域偏在対策等に関して議論し、地域の実情を踏まえた取組となるよう、地方三団体と厚生労働省及び総務省による協議の場を立ち上げる予定です。

少子高齢化が進展する中、地域医療構想の実現は必要なことであり、地方団体の皆様におかれては、この協議の場における議論等も踏まえ、必要な取組を進めていただくようお願いいたします。

各都道府県におかれては、貴都道府県域内の市区町村に対し、本通知の周知をお願いいたします。

なお、この通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4（技術的な助言）に基づくものであることを申し添えます。